

制定	平成14年	1月23日	中国運輸局公示第186号
改正	平成14年	11月29日	中国運輸局公示第146号
改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第12号
改正	平成17年	12月19日	中国運輸局公示第88号
改正	平成23年	3月15日	中国運輸局公示第113号
改正	平成26年	1月24日	中国運輸局公示第82号
改正	令和2年	12月25日	中国運輸局公示第63号
改正	令和4年	3月31日	中国運輸局公示第102号
改正	令和5年	8月2日	中国運輸局公示第35号
改正	令和6年	1月25日	中国運輸局公示第100号

公 示

個人タクシー事業の許可等に付した期限の更新 事案の審査及び取扱い基準

個人タクシー事業の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新という。」）は、下記の基準の定めるところとする。

なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。

平成14年1月23日

中国運輸局長 中村達朗

記

1 期限更新手続き

- （1）許可等に付された期限の更新申請書（以下「申請書」という。）は、別紙1の様式とし、許可期限の満了する日の2ヶ月前までに、管轄する運輸支局を経由して中国運輸局長に提出するものとする。
- （2）中国運輸局長は、申請書を提出した個人タクシー事業者（以下「申請者」という。）に対して別紙2の資料を別途提出又は提示させるものとする。
- （3）中国運輸局長は、申請者に対して必要に応じヒアリングを行うものとする。

2 期限更新に当たっての審査及び期限更新の可否の判断等

（1）期限更新に当たっての審査

別紙2の資料等により、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日（以下「期限更新決定日」という。）までの期間（以下「審査期間」という。）における事業の実施状況および法令違反行為の有無等を審査するものとする。

（2）期限更新を認める場合

別表1に定めるところのいずれかに該当する者については、更新後の許可期限を付した上、期限更新を認めるものとし、別紙3の書面を交付するとともに、①～④の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更

新後の許可期限は、当該事業者の満75歳の誕生日の前日（人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等において、75歳以上で許可を受けた場合は、当該事業者の満80歳の誕生日の前日）を超えない日とする。

- ① 事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者（以下「悪質事業者」という。）に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表1の定めよりさらに短縮した期限を付すことができるものとする。なお、当該短縮した期限を付す場合、別紙3の書面に期限を短縮した理由を付記することとする。
 - ② 別表1のA. ③（オ. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6ヶ月以内に中国運輸局等が主催する研修（中国運輸局が認める事業者団体の研修を含む。）を受けさせるものとし、その旨を別紙3の書面に付記することとする。
 - ③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「個人タクシー事業の許可並びに事業計画変更、譲渡譲受及び相続認可申請に関する審査基準（平成14年1月23日付公示第184号）」の第4. 2(1)～(12)に変更するものとし、その旨を別紙3の書面に付記することとする。
 - ④ 期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳であって、更新後の許可期限を5年後とする者に対しては、年齢が満65歳に達する日から2年を経過する日までの間に適齢診断を受診させるものとし、その旨を別紙3の書面に付記することとする。
- (3) 期限更新を認めない場合
次のいずれかに該当する場合には、許可等の期限を認めないこととする。
- ① 許可等に付した条件により、許可等を取り消すべき事由又は許可等の期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合。
 - ② 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合。
 - ③ 既存事業者で、平成14年2月1日以降、第二種運転免許の取り消し処分を受けたことがある場合。
 - ④ 期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年（別表のA. ③（オ. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する場合に限る。）となることが明らかである場合。

(4) その他

概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者に対しては、事業廃止の届出を行うよう指導するものとする。

また、既存事業者で適齢診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に支障があることが明らかな場合、及び特段の事情がなく稼働が著しく低い場合については、これらの者に対して必要な業務の見直しに関する勧告を行うものとする。なお、勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行うこととする。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に許可等に付した期限が満了となる者から適用する。
2. 平成8年3月28日付中国運輸局公示第50号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許に付された期限の更新事案の審査及び取扱い基準」は、平成14年1月31日限り廃止する。
3. 前2項の規定に係わらず、この公示の適用日前に受理した申請については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年11月29日）

この公示は、平成14年11月29日以降受理する申請から適用する。

附 則（平成17年4月28日）

1. この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 告示第一号へ（第二号イに規定する場合を含む。）の規定は、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の始期が平成17年10月1日以降である契約について適用する。
3. 告示第一号へ（第二号イに規定する場合を含む。）の規定中「30万円」とあるのは、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の始期が平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間となる契約にあつては「50万円」とする。

附 則（平成17年12月19日）

この公示は、平成18年1月1日以降受け付けた申請より適用する。

附則（平成23年3月15日）

この公示は、平成23年4月1日以降受け付けた申請から適用する。

附 則（平成26年1月24日）

この公示は、平成26年1月27日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（令和2年12月25日）

この公示は、令和3年1月1日以降受理する申請から適用する。

附 則（令和4年3月31日）

この公示は、令和4年4月1日以降受け付けた申請から適用するものとし、別紙2で定める5.の健康診断の受診日は令和4年4月1日以降のものから適用するものとする。

附 則（令和5年8月2日）

この公示は、令和5年8月2日から適用する。

附 則（令和6年1月25日）

この公示は、令和6年1月25日から適用する。

年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所：
名 称：
氏 名：
生年月日： 年 月 日生（年齢 歳）

個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書

年 月 日付け中国自二第 号の個人タクシー事業の許可等に付された期限の変更通知書による許可等に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

1. 営業区域：

2. 許可（認可）に付された期限： 年 月 日

3. 営業所

名 称	位 置	所有借用の別

4. 自動車車庫

位 置	収容能力	所有借用の別
	m ²	

5. 事業用自動車

車 名	年 式	自動車登録番号

所属組合

許可期限更新の審査に係る提出書類

1. 自動車運転免許証の写し
2. 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書で発行日が申請日以前15日前以降のもの
(過去5年間の記録を証明するもの。)
3. 法令遵守に係る宣誓書(別紙4様式)
4. 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面で受診日が申請日以前1ヶ月前以降のもの(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65歳以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断(以下「適齢診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75歳以上の者にあつては、当該適齢診断に係る適性診断書)。
また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65歳に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面
5. 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書で受診日が申請日以前1ヶ月前以降のもの
6. 輸送実績(別紙5様式で、75歳以上の者に限る。)
7. 営業所及び自動車車庫使用権原に係る宣誓書(別紙6様式)
8. 別表2に掲げる書類を1.～8.の書類を提出する際に提示

中国自二第 号

個人タクシー事業の許可等に付した期限の変更通知書

〇 〇 〇 〇 殿

年 月 日付け中国自二第 号の個人タクシー事業の許可等に付した期限は、
年 月 日までに変更する。

年 月 日

中国運輸局長 〇 〇 〇 〇

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条各号（欠格事由）に 該当しません。
 該当します。（ ）
2. 許可（認可）に付された条件の遵守等
- (1) 遵守すべき事項については、すべて適切に実施 しています。
 していません。（ ）
- (2) 刑法等に抵触する行為により処罰を受けたことが ありません。
 あります。（ ）
- (3) 代務運転者 は使用しておりません。
 を現在使用中です。（承認期間 年 月 日～ 年 月 日）
3. 許可（認可）を受けた日（前回の更新日）以降の事業実施の状況
- (1) 旅客自動車運送事業等報告規則に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類を適切に提出 しています。
 していません。（ ）
- (2) 道路運送法等の法令違反による行政処分を受けたことが ありません。
 あります。（ ）
- (3) 更新期限短縮者対象研修の通知を受け、その研修を受けなかったことは ありません。
 あります。
- (4) 現在、事業を 休止しておりません。
 休止中です。（ ）
4. 運転記録証明書の証明期間の最後日以降期限更新決定日までの間に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）があった場合には、直ちに報告します。

上記のとおり宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

輸送実績（申請日前6ヶ月間、75歳以上の者に限る。）

		月	月	月	月	月	月
実働日数							
走行キロ	実車キロkm						
	空車キロkm						
	合計キロkm						
輸送回数（回）							
輸送人員（人）							
営業収入（千円）							

宣 誓 書

○営業所

位 置	自己所有・借入の別

○自動車車庫

位 置	収容能力 (㎡)	自己所有・借入の別

上記のとおり宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

個人タクシー事業の期限更新基準表

1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断		
審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	① ③に該当しないもので、期限更新決定日以前の3年間において無事故無違反であり、かつ、その前の2年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反による処分がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により、車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本公示2.（2）②に規定する研修を受けなかった者 オ. 期限更新日まで代務運転者を使用している者 カ. 期限更新日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	① ③に該当しないもので、無事故無違反である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反による処分がある者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	① 次のいずれにも該当する者 ア. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であり、かつ、その前の1年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	①②に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
<p>(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。</p> <p>2. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であって、期限更新決定日の1年前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。</p>		
2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断		
更新日における年齢が満65歳以上のものについては、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。		
年齢区分		更新後の許可期限
満65歳以上満73歳未満		3年後
満73歳以上満75歳未満		2年後
満75歳以上		1年後

許可期限更新の審査に係る提示書類

1. 事業者乗務証
2. 運輸局関係綴り { 運輸局、支局に提出した申請書、届出書等の控え、運輸局、支局から交付した許可書、認可書、許可期限変更通知書等を綴ったもの。 }
3. 運転日報
4. 苦情処理簿
5. 遺失物処理簿
6. 日常点検の実施記録
7. 定期点検実施記録
8. アルコール検知器による酒気帯び確認の実施記録
9. 地図
10. 事業用自動車の自動車検査証
11. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
12. タクシーメーター検定済証
13. 会計帳簿（現金出納簿・元帳・領収書等）
14. 事業報告書（控）
15. 輸送実績報告書

注1：3、6～8は最近1年間分を提示する。

2：4、5、13～15は、審査対象期間に相当するものを提示する。

3：各書類とも（写し）は不可とする。